

「ジョブ・カード制度実施要領」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
ジョブ・カード制度実施要領	ジョブ・カード制度実施要領
第1 概要 1~2 (略) 3 ジョブ・カードのデジタル化 <p>「マイナンバーの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、長期にわたるキャリア形成に資するための方策の一つとして、ジョブ・カードのデジタル化及びマイナポータルとの連携が掲げられたことを受け、ジョブ・カードをオンラインで作成・管理でき、マイナポータルとも連携したサイト「マイジョブ・カード」を構築し、令和4年10月26日より稼働開始している（これに伴い、「ジョブ・カード制度総合サイト」は令和5年1月末をもって閉鎖）。</p> <p>マイジョブ・カードでは、作成したジョブ・カードを更新でき、生涯を通じたキャリア・プランニングツールとしての環境が整ったことから、利用を促進するとともに、さらなる利便性の向上を図っていく。</p>	第1 概要 1~2 (略) 3 ジョブ・カードのデジタル化等 <p>「マイナンバーの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、長期にわたるキャリア形成に資するための方策の一つとして、ジョブ・カードのデジタル化及びマイナポータルとの連携が掲げられたことを受け、ジョブ・カードをオンラインで作成・管理でき、マイナポータルとも連携したサイト「マイジョブ・カード」を構築し、令和4年10月26日より稼働開始している（これに伴い、「ジョブ・カード制度総合サイト」は令和5年1月末をもって閉鎖）。</p> <p>マイジョブ・カードでは、作成したジョブ・カードを更新でき、生涯を通じたキャリア・プランニングツールとしての環境を整えている。また、教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」工程表（令和5年9月5日改訂 内閣官房教育未来創造会議担当室）に沿って、社会人の大学等での学びを応援するポータルサイト「マナパス」（文部科学省）とマイジョブ・カードの連携を開始したところであり、マナパスのマイページに記録した学習履歴をマイジョブ・カードの職業能力証明（学習歴・訓練歴）シートに反映できる。これらの利用を促進するとともに、さらなる利便性の向上を図っていく。</p>
第2 具体的な取組 1 ジョブ・カードの主な活用方法等 (略) (1) (略) (2) 在職者を含めた職業生涯を通じた活用	第2 具体的な取組 1 ジョブ・カードの主な活用方法等 (略) (1) (略) (2) 在職者を含めた職業生涯を通じた活用

<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練における活用</p> <p>教育訓練給付の対象となる中長期的なキャリア形成支援を目的とする専門実践教育訓練及び労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成支援を目的とする特定一般教育訓練<u>給付</u>においては、現在、当該訓練の受講が今後の職務に活かせるものとなるよう、当該訓練の受講前に、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受ける制度となって<u>いることから</u>、引き続きその効果的な活用を促進する。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練における活用</p> <p>教育訓練給付の対象となる<u>中長期的なキャリア形成支援を目的とする専門実践教育訓練及び労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成支援を目的とする特定一般教育訓練</u>においては、現在、当該訓練の受講が今後の職務に活かせるものとなるよう、当該訓練の受講前にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受ける制度となって<u>おり</u>、引き続きその効果的な活用を促進する。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p><u>附 則（令和七年三月二十八日）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>
---	--